

忠岡町情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、開かれた町政を実現するため、町の保有する情報を公開することにより、住民の知る権利を保障し、町政への参加を促進するとともに、町の諸活動を住民に説明する責務を全うすることにより、町政の公正な運営を確保し、住民と町との信頼関係を深め、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関が職務上作成又は取得した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの（以下「文書等」という。）で、実施機関が管理しているものをいう。
- (2) 情報の公開 実施機関が、この条例の規定により、情報の閲覧又はその写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、その管理するすべての情報を住民共有の情報として積極的に公開するとともに、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定により、情報の公開を受けた者は、その情報を適正に用いなければならぬ。

(請求権者)

第5条 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、団体又は個人の事業者（以下「法人等」という。）に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報であつて、公開しないことが必要か

つ合理的であると認めるに相当の理由のあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 人の生命、身体、健康及び生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から住民を守るために必要とされる情報

ウ ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められるもの

(2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

(4) 公開することにより、町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 町の内部機関又は機関相互における審議、検討、調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査等に著しい支障があるもの

イ 町の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施に著しい支障があるもの

ウ 町と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障があるもの

(公開してはならない情報)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしてはならない。

(1) 個人に関する情報（個人の事業者の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又はされ得るものの中、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができるとしている情報

イ 公表することを目的として作成又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法令等の規定により、公開することができないと明示されている情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開が請求された情報に、次に掲げる情報が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(1) 第6条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する情報

(情報の公開の請求の方法)

第9条 情報の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公開の請求をしようとする情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(公開の決定及び通知)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、情報の公開をするかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由について、速やかに前条の規定による請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、その理由を付記した書面により、通知しなければならない。

5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が情報の公開をするかどうかの決定を行わないときは、請求者は、情報の公開をしないこととする決定があつたものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が含まれるときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(大量な情報の公開請求に係る公開等の決定の特例)

第11条 第9条の規定による請求に係る情報が大量であるため、当該請求を受けた日から起算して

30日以内に、そのすべてについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合は、実施機関は、当該請求に係る情報の相当部分につき、30日以内に前条第1項に規定する決定を行い、残りの部分については、相当の期間内に当該決定を行うことができる。この場合において、前条第2項後段の規定を準用する。

(公開の方法)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報を公開することにより、当該情報を記録した文書等を汚損又は破損させるおそれがあるとき、部分公開を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、情報の公開をすることができる。

3 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

(費用負担)

第13条 情報の写しの交付を受ける者は、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を事前に負担しなければならない。

(審理手続に関する規定の適用除外)

第13条の2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理手続を行う者の指名は、第10条第1項の規定による決定に係る審査請求においては行わないものとする。

(審査請求)

第14条 請求者は、第10条第1項の決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、忠岡町情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

3 審査会は、前項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。

(審査会)

第15条 前条第2項の規定による諮問に応じて審査するため、忠岡町情報公開審査会を設置する。

- 2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要事項について、町長の諮問に応じて調査又は審議し、町長に意見を申し出ることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 審査会の委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 5 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に掲げるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(検索資料の作成)

第16条 実施機関は、管理する情報の検索に必要な資料を作成し、住民の閲覧に供しなければならない。

(町長の調整)

第17条 町長は、町長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し、報告を求め、又は助言することができる。

(他の制度等との調整)

第18条 この条例の規定は、法令又は他の条例等に情報の閲覧等の手続が定められている場合における当該情報の閲覧等については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これらに類する施設において、住民の利用に供することを目的として管理している図書、図面、記録等の閲覧等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第19条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について、住民に公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成11年4月1日以後に実施機関が作成又は取得した情報について適用し、同日前に実施機関が作成又は取得した情報（保存期間が永年のものに限る。）については、整理

の完了したものから適用する。

(忠岡町報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

3 忠岡町報酬及び費用弁償等条例（昭和28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

情報公開審査会委員	日額	8,000円
-----------	----	--------

附 則（平成11年7月1日条例第20号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。